

PLAN 4 輸送事業者の選定

輸送事業者選定の考え方

荷主の物流担当者や輸送事業者が委託先を選定する場合に、従来からの時間等の品質とコストに、環境負荷を新たに追加して輸送事業者選定を実施します。輸送機関の選択や陸上輸送手段の選択、輸送ルートの選別については、既に記述した通りであり、ここでは前述の基準を前提に、主にそれ以外の選定のポイントを記載します。具体的には環境に対する各種取組状況であり、具体的には、認証制度の取得状況や低公害車の導入状況等になります。

業者の選定については、特にステップバイステップで進める必要性はないと考えられますので、環境への取り組み状況のチェック項目などによって行うこととします。

図表 4-1 輸送事業者選定の主なポイント（環境面除く）

選定のポイントとなる項目	具体的に
企業力	波動への対応力、経営環境など
調達力	お取引先様の取扱量の多さなど
協業度	現状における対象店舗での取扱量の多さなど
システム力	販売情報などを伝達するシステムの有無など
業務品質	品質管理(温度管理等)、接客態度など
具体的な提案(意欲)	具体的な提案内容の評価など

なお、輸送事業者における環境に対する具体的な取組みを推進する方法として、品質マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）及びグリーン経営が挙げられます。単純にこれらの取得を選定の条件にすることも考えられます。また、これらの仕組みを参考に、独自に輸送事業者のチェックリストなどを作成して選定していくことも有効と考えられます。

また、最近では、労働安全衛生マネジメントシステムと呼ばれる仕組みが導入されてきています。企業活動の中で労働安全衛生上のリスク（事故）が発生した場合、事後対策に膨大なコストが生じ、生産活動にも支障をきたします。また、管理者・経営者の責任が問われ、社会的批判や裁判・制裁を受ける事になりかねません。

労働安全衛生とは、組織全体に労働災害の防止の仕組みを適用し、事故の減少や防止を図り、健康増進など進めていくことを狙ったものです。ISO9001、14001のようにISO規格化はされていませんが、労働に関する規格として国際的に認知された唯一の規格です。現在は、審査認定機関が設立されていないため、各審査登録機関が独自で審査登録業務を行っています。

環境マネジメントシステム

1996年に発行されたISO14001には、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム、つまり環境マネジメントシステム(Environmental Management System, EMS)を構築するための要求事項が規定されています。

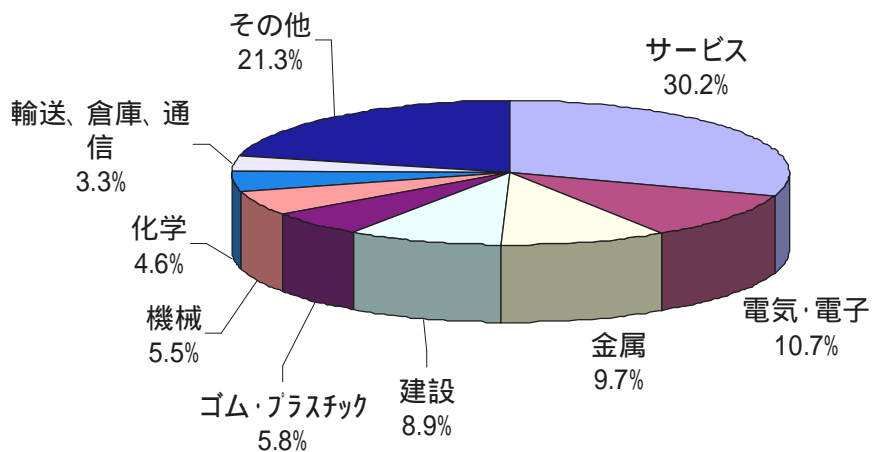
ISO14001は、組織が規格に適合した環境マネジメントシステムを構築しているかどうか、自己適合宣言あるいは第三者機関の認証（審査登録）を取得する、つまり審査登録を行うために用いられます。ISOの国際規格は、企業が作る製品の仕様や業務の手順が各国でバラバラでは不

都合が多いので、基本的な部分は共通化しようという目的で定められているものです。規格には法的な拘束力はなく、規格に沿った取組をするかどうかは、企業の自主的な判断に委ねられています。第三者認証を受けようとする場合には、我が国では、財団法人日本適合性認定協会（JAB）を中心とした審査登録制度が整備されています。

ISO14001の基本的な構造は、P D C Aサイクルと呼ばれ、方針・計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、是正・見直し（Act）というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというものです。

ISO14001を取得している企業とそうでない企業とでは、取得している企業の方が環境に配慮した活動を行っているとして消費者や荷主から評価され、選ばれるようになります。そのため、企業のISO14001の取得が促進され、環境に配慮した組織活動が普及すると期待されています。

図表 4-2 ISO14001適合事業者業種別件数（2004年8月10日現在）



産業分野別適合事業者 18337件 輸送、倉庫、通信 608件（3.3%）

出典：（財）日本適合性認定協会

運輸業向け簡易版EMS『グリーン経営』

中小規模の輸送事業者にとってISO14001の取得は経済的・人的負担が大きいため、交通エコロジー・モビリティ財団（以下、エコモ財団とする。）は、国土交通省及び社団法人全日本トラック協会などの協力を受け、運輸関係企業（トラック、バス・タクシー事業、海事関係事業）を対象に、簡易版環境マネジメントシステムであるグリーン経営を創設しています。エコモ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定レベル以上の環境保全の取り組みを行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。

グリーン経営推進マニュアルに基づく事業者の環境改善の努力を客観的に証明することにより、取組意欲の向上を図り、業界における環境負荷の低減につなげていくことが目的となっています。

推進マニュアルは、細かなチェック項目から構成されており、これらのチェック項目によるチェック結果と認証基準を比較し、到達状況を確認することによって認証の可否が決められます。チェック項目は、次に示した6つの大項目と、小項目に分類されています。

図表 4-3 グリーン経営における評価項目

評 価 項 目	
大 項 目	小 項 目
1. 環境保全のための仕組み・体制の整備	・環境方針
	・推進体制
	・従業員に対する環境教育
2. エコドライブの実施	・燃費等に関する定量的な目標の設定等
	・エコドライブのための実施体制
	・アイドリングストップの励行
	・推進手段等の整備
3. 低公害車・最新規制適合車の導入	・低公害車等の導入目標の設定と取組み
	・最新規制適合ディーゼル車の導入目標の設定と取組み
	・燃料の管理
	・地域で定める条例等の運行規制への取組み
4. 自動車の点検・整備	・点検・整備のための実施体制
	・車両の状態に基づく適切な点検・整備
	・法定点検に加えて、環境に配慮した独自の基準による点検・整備の実施
5. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進	・廃棄物の適正な管理
6. 空車走行距離の削減及び効率的走行の推進	・空車走行距離の削減
	・効率的走行の推進

出典：交通エコロジー・モビリティ財団

これらの評価ポイントと別に、定量的な効果を把握するためには、委託後のデータ収集が継続的に行われることは重要な輸送事業者選定の要素となります。委託時の条件で輸送が実施されているか否かのチェックはもとより、荷主や輸送事業者が責任を持って環境負荷対応をするためには、自社の荷物がどのような環境で輸送されているかを常時把握できる仕組みを持っていることが重要です。また、再委託部分についても同様の責任体制がとられることが重要となってきます。